

長野市防犯灯整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、夜間における地域住民の通行の安全を確保するとともに、節電等の環境に配慮した防犯用の街灯（以下「防犯灯」という。）の設置の推進を図るため、行政連絡区その他地域の公益的な団体として市長が認めるもの（以下「区等」という。）が市道等に防犯灯を設置する場合に、防犯灯の設置に要する経費及び維持管理に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道等 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市道その他防犯のため市長が防犯灯の設置について特に必要と認める道をいう。
- (2) 防犯灯柱 主として防犯灯を設置する目的で、区等が設置し、又は維持管理する柱等の構造物をいう。
- (3) LED防犯灯 発光ダイオードを光源とする防犯灯をいう。
- (4) LED防犯灯設置等事業 夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、区等がLED防犯灯を新たに設置し、又は更新する事業をいう。
- (5) 防犯灯維持管理事業 既設の防犯灯を区等が維持管理する事業をいう。
- (6) 人家連垣地域 市道等に隣接する人家と人家との距離がおおむね200メートル未満の地域をいう。
- (7) 人家不連垣地域 市道等に隣接する人家と人家との距離がおおむね200メートル以上の地域をいう。

(補助金の対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に定める。

2 補助金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4 規則第3条に規定する申請書は、長野市防犯灯整備事業補助金交付申請書（様式第1号、様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類（LED防犯灯設置等事業に限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯灯及び電柱等の位置図
- (2) 補助事業に係る見積書の写し
- (3) 防犯灯及び電柱の施工前の写真等

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(LED防犯灯設置等事業の内容の変更等)

第5 規則第8条の規定による承認の申請（LED防犯灯設置等事業に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) LED防犯灯設置等事業の内容を変更しようとするとき 長野市防犯灯整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）
 - (2) LED防犯灯設置等事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市防犯灯整備事業補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
（LED防犯灯設置等事業の実績報告）
- 第6 規則第9条に規定する実績報告書（LED防犯灯設置等事業に限る。）は、長野市防犯灯整備事業実績報告書（様式第5号）によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 補助事業に係る領収書の写し
 - (2) 補助事業に係るしゅん工写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
（LED防犯灯設置等事業の概算払）
- 第7 市長は、規則第12条第1項ただし書の規定により、LED防犯灯設置等事業について概算払により補助金を交付するものとする。
（補助金の交付請求）
- 第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市防犯灯整備事業補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、長野市防犯灯整備事業補助金概算払請求書（様式第7号）に補助事業に係る請求書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。
（書類の提出部数）
- 第9 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。
（補則）
- 第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和63年2月12日告示第16号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和62年度分の補助金から適用する。
（長野市防犯灯補助金交付規程等の廃止）
- 2 次の各号に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
 - (1) 長野市防犯灯補助金交付規程（昭和45年4月1日制定）
 - (2) 昭和62年度長野市防犯灯補助金交付要綱（昭和62年4月1日制定）（経過措置）
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規程に基づいてなされている申請及び決定その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
（令和元年台風第19号により被災した地域においてLED防犯灯を設置し、又は更新する場合の特例）

4 令和元年台風第19号により被災した地域においてLED防犯灯を設置する場合又は令和元年台風第19号により故障し使用できなくなったLED防犯灯を更新する場合に係る別表の規定の適用については、同表LED防犯灯設置等事業の項中「設置する場合に要する経費」とあるのは「設置する場合に要する経費（当該LED防犯灯を設置する際に破損又は汚損した防犯灯柱等を撤去する場合は、当該撤去に要する経費を含む。）」と、「10分の10以内。ただし、防犯灯柱及びLED防犯灯一組につき2万5,000円を限度とする」とあり、「10分の10以内。ただし、LED防犯灯1灯につき2万円を限度とする」とあり、「10分の10以内。ただし、防犯灯柱及びLED防犯灯一組につき3万5,000円を限度とする」とあり、及び「10分の10以内。ただし、送電用の電柱1本につき1万5,000円を限度とする」とあるのは「10分の10以内」とする。

（防犯灯維持管理事業に係る令和5年1月から同年3月までの分の補助金の額の特例）

5 防犯灯維持管理事業に係る令和5年1月から同年3月までの分の補助金の額は、第3及び別表の規定にかかわらず、同表の規定により算定する人家連垣地域に設置した防犯灯（令和4年度に設置したものを除く。以下同じ。）に係る電気料の10分の5以内の額と人家不連垣地域に設置した防犯灯に係る電気料の10分の10以内の額（防犯灯1灯につき4,000円を限度とする。）との合計額に、143円に人家連垣地域に設置した防犯灯の設置数を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（令和5年9月から令和6年3月までの間においてLED防犯灯を設置する場合の特例）

6 令和5年9月から令和6年3月までの間において、既設の電柱にLED防犯灯を設置する場合（既設の電柱に設置されているLED防犯灯以外の防犯灯に代えて、LED防犯灯を設置する場合に限る。）に係る別表の規定の適用については、同表LED防犯灯設置等事業の項中「2万円」とあるのは、「4万円」とする。

附 則（平成元年8月21日告示第87号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成2年7月24日告示第94号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則（平成3年6月21日告示第90号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則（平成4年6月9日告示第97号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則（平成5年6月17日告示第111号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱

の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則（平成6年7月20日告示第146号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則（平成7年7月3日告示第137号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則（平成15年7月25日告示第426号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（平成16年8月19日告示第473号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年4月1日告示第156号）

この要綱は告示の日から施行し、改正後の長野市防犯灯設置事業等補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年4月27日告示第233号）

この要綱は告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市防犯灯整備事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年4月13日告示第231号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年12月16日告示第270号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年1月18日告示第19号）

この要綱は告示の日から施行し、この要綱による改正後の長野市防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年8月31日告示第533号）

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第171号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の長野市防犯灯整備事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第3関係）

事業	対象経費	補助率
LED防犯灯設置等事業	<p>人家連坦地域においてLED防犯灯を設置する場合に要する経費</p>	<p>(1) 防犯灯柱を新設し、当該防犯灯柱にLED防犯灯を設置する場合 10分の10以内。ただし、防犯灯柱及びLED防犯灯一組につき2万7,000円を限度とする。</p> <p>(2) 既設の電柱にLED防犯灯を設置する場合 10分の10以内。ただし、LED防犯灯1灯につき2万3,000円を限度とする。</p>
	<p>人家不連坦地域においてLED防犯灯を設置する場合に要する経費</p>	<p>(1) 防犯灯柱を新設し、当該防犯灯柱にLED防犯灯を設置する場合 10分の10以内。ただし、防犯灯柱及びLED防犯灯一組につき3万8,000円を限度とする。</p> <p>(2) 既設の電柱にLED防犯灯を設置する場合 10分の10以内。ただし、LED防犯灯1灯につき2万3,000円を限度とする。</p> <p>(3) 防犯灯のための送電用の電柱を新設する場合 10分の10以内。ただし、送電用の電柱1本につき1万5,000円を限度とする。</p>
	<p>区等が設置したLED防犯灯を更新する場合に要する経費</p>	<p>10分の10以内。ただし、LED防犯灯1灯につき2万3,000円を限度とする。</p>
防犯灯維持管理事業	<p>人家連坦地域に設置した防犯灯（当該年度に設置したものを除く。以下この表において同じ。）の維持管理に要する経費</p>	<p>電気料の10分の5以内</p>
	<p>人家不連坦地域に設置した防犯灯の維持管理に要する経費</p>	<p>電気料の10分の10以内。ただし、防犯灯1灯につき4,000円を限度とする。</p>

様式第1号（第4関係）

長野市防犯灯整備事業補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

団体名
代表者 住所
職氏名
連絡先（電話）

年度において、長野市LED防犯灯設置等事業を下記のとおり実施したので、補助金 円を交付してください。

記

1 事業の内容

区 分		設 置 数	工 事 費（円）
人家 連坦 地域	防犯灯柱を新設し、LED 防犯灯を設置	組	
	既設の電柱にLED防犯灯 を設置	灯	
人家 不連 坦地 域	防犯灯柱を新設し、LED 防犯灯を設置	組	
	既設の電柱にLED防犯灯 を設置	灯	
	送電用の電柱を設置	本	
LED防犯灯の更新		灯	

2 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 防犯灯及び電柱等の位置図
- (2) 補助事業に係る見積書の写し
- (3) 防犯灯及び電柱の施工前の写真等

様式第2号（第4関係）

長野市防犯灯整備事業補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

団体名
代表者 住 所
職氏名
連絡先（電話）

年度において、長野市防犯灯維持管理事業（第 期分）を下記のとおり
実施したので、補助金 円を交付してください。

記

防犯灯電気料支払額

区 分	前年度までの設置数 (灯)	第 期分（ 月～ 月）の電気料 算定額（円）
人家連坦地域	灯	円
人家不連坦地域	灯	円

上記のとおり補助事業に係る電気料に相違ないことを確認しました。

年 月 日

所 属
職 名
氏 名

様式第3号（第5関係）

長野市防犯灯整備事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

団体名
代表者 住 所
職氏名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市LED防犯灯設置等事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の補助金申請額の増・減額 円

4 その他

様式第4号（第5関係）

長野市防犯灯整備事業補助金交付中止（廃止）承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

団体名
代表者 住 所
職氏名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつ
た 年度長野市LED防犯灯設置等事業の内容を下記のとおり 中止
したいので、
廃止
承認してください。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 事業の遂行状況
- 3 事業を中止する期間及び事業の完了予定年月日
- 4 その他

様式第5号（第6関係）

長野市防犯灯整備事業補助金交付実績報告書

年 月 日

長野市長 宛

団体名
代表者 住所
職氏名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市LED防犯灯設置等事業を下記のとおり実施しました。

記

1 事業の内容

区 分		設 置 数	工 事 費（円）
人家 連坦 地域	防犯灯柱を新設し、LED 防犯灯を設置	組	
	既設の電柱にLED防犯灯 を設置	灯	
人家 不連 坦地 域	防犯灯柱を新設し、LED 防犯灯を設置	組	
	既設の電柱にLED防犯灯 を設置	灯	
	送電用の電柱を設置	本	
LED防犯灯の更新		灯	

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
- (2) 補助事業に係るしゅん工写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第8関係）

長野市防犯灯整備事業補助金交付請求書

年 月 日

長野市長 宛

団体名
代表者 住所
職氏名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった
長野市LED防犯灯設置等事業補助金
年度 を下記のとおり交付して
長野市防犯灯維持管理事業補助金（第 期分）

ください。

記

- 1 確定額 円
- 2 概算払額 円
- 3 請求額 円
- 4 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協 店 所										
口座の種類	当座預金 普通預金										
(フリガナ)											
口座の名義											
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>										

様式第7号（第8関係）

長野市防犯灯整備事業補助金概算払請求書

年 月 日

長野市長 宛

団体名
代表者 住所
職氏名
連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市LED防犯灯設置等事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協 店 所										
口座の種類	当座預金 普通預金										
(フリガナ)											
口座の名義											
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>										